

全体構想

～ 目 次 ～

1. 都市づくりの考え方.....	1
(1) 都市づくりの目指すべき将来像.....	2
(2) 基本方針	3
(3) 目標人口	3
(4) 第6次総合計画における都市構造.....	6
(5) 都市の将来像.....	8
2. 分野別方針	11
(1) 土地利用の基本方針	11
(2) 市街地整備の基本方針	16
(3) 道路・交通の基本方針	19
(4) 住環境の基本方針.....	24
(5) 都市防災の基本方針	26

第2章 全体構想

1. 都市づくりの考え方

本計画では、本町の最上位計画である精華町第6次総合計画で掲げる基本理念を共有し、学研都市精華町の未来を見据えた都市づくりを進めます。

基本理念1：
緑豊かな調和のとれたまちづくり

先人から受け継いだ緑豊かな郷土と文化を愛する心を育み、今後も、開発と保全、都市と農村の調和のとれたまちづくりをめざします。

基本理念2：
将来にわたり高度な都市運営を支える自立のまちづくり

学研都市の中心都市として、高次都市機能や質の高い行政サービスを持続的・安定的に提供できるよう、計画的な産業集積と人口定着による自立のまちづくりをめざします。

基本理念3：
子どもたちが夢をもち輝けるまちづくり

昭和43年（1968年）に制定された「こどもを守る町」宣言のもと、次代の担い手である子どもたちが未来に向け夢をもち、一人ひとりが輝けるよう、愛されて健全に育まれるまちづくりをめざします。

基本理念4：
誰もが健やかに暮らせる安全・安心のまちづくり

一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組む元気で健やかなまちづくりをめざします。また、基地を抱えるまちとして、地域防災力を高め、安全・安心なまちづくりをめざします。

基本理念5：
人と人とのつながりを大切にするまちづくり

古くから高い住民自治意識に支えられたまちとして、今後も多様なコミュニティ活動を促進し、人と人とのつながりを大切にするまちづくりをめざします。

(1) 都市づくりの目指すべき将来像

本町の基本理念を踏まえ、都市づくりの分野において目指すべき将来像を以下に定めます。

まちの魅力を未来に紡ぐ 選ばれる学研都市 精華町

「まちの魅力を未来に紡ぐ」とは・・・

万葉の時代からの歴史を持つ本町は、近年、学研都市の中心地として大きく発展を遂げてきました。また、学研都市建設をバネとし、旧市街地でも適切な都市基盤整備を進めることで、新旧格差のない都市づくりに取り組んできました。その結果形成されてきた、豊かな自然や歴史と調和した美しい街並みなどの多様な地域資源が共生した都市の姿については、住民の多くが満足しており、今後も引き続き住み続けたいと考えられていることがアンケート調査等から明らかになっています。

一方で、全国的な少子高齢化の進行や激甚化・頻発化する自然災害は、本町の都市づくりを考える上で大きな影響を与えています。また、学研都市開発に伴って整備された新市街地では、まちびらきからおおよそ30年が経過し、世代交代の時期が迫る中、新旧市街地の両方において、長期的な都市の空洞化が懸念される状況です。

これらを踏まえ、これまでから培ってきた本町の魅力を未来に向けて守り、継承するとともに、安全で快適な環境の整備を進めることで、住民の「これからも住み続けたい」という想いに応え、活気あふれる持続可能な魅力ある都市づくりを目指します。

「選ばれる学研都市」とは・・・

学研都市の建設に伴って整備された、本町の高い住民満足度を下支えしている高度な都市基盤施設を引き続き維持していくためには、強固な財政的基盤が必要となります。また、学研都市建設の理念として、「我が国及び世界の文化・学術・研究の発展、並びに国民経済の発展への寄与」が掲げられていますが、未だ十分達成できているとは言い難い状況です。このような中、学研都市の中心地として、精華町には更なる成長と発展が求められています。

これらを踏まえ、本町が引き続き発展を目指すためには、町内のみならず、町外の方からも「選ばれ続ける都市」である必要があります。これは、特に子育て世代を中心とした住民だけでなく、雇用やまちづくりの担い手ともなる企業（研究所）も含まれます。

このため、町外から新たに訪れる住民や、企業からも選ばれる、発展し続ける都市づくりを目指します。

(2) 基本方針

基本方針 1：【活気あふれる学研都市精華町】

関西文化学術研究都市の中心地として、文化・学術・研究を発信し続けるとともに、地域の経済成長をけん引する付加価値の高い産業が発展した“活気あふれる学研都市精華町”をつくる

基本方針 2：【コンパクトで密度の高い都市】

町の中心地や駅周辺等に都市生活の基盤となる施設を重点的に配置し、それらが公共交通をはじめとした利便性の高いネットワークで結ばれた“コンパクトで密度の高い都市”をつくる

基本方針 3：【安心して住み続けられる都市】

豊かな自然や歴史と調和した美しい街並みなどの多様な地域資源を活かしつつ、これまで整備されてきた都市基盤施設の適切な維持・管理、更なる整備の推進により、持続的かつ質の高い行政サービスに支えられた“安心して住み続けられる都市”をつくる

基本方針 4：【強くしなやかな都市】

激甚化・頻発化する自然災害から人命を守るためのソフト・ハード両面での対策による都市防災に強い都市基盤に支えられた“強くしなやかな都市”をつくる

(3) 目標人口

本町の国勢調査人口は、平成 27 年で 36,376 人、令和 2 年では 36,198 人となっています。将来人口については、令和 5 年度に策定した精華町第 6 次総合計画では令和 14 年度末の将来人口を 39,000 人と定めている一方、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では減少が続く見通しとなっています。

ただし、第 6 次総合計画の人口推計では、同研究所の人口推計に加え、本町の特殊事情として、今後 10 年間に事業化が見込まれる開発地区における流入人口を加味しており、今後の見通しについても大きな変更は生じていないことから、第 6 次総合計画における将来人口 39,000 人を、引き続き本計画における目標人口として定めることとします。

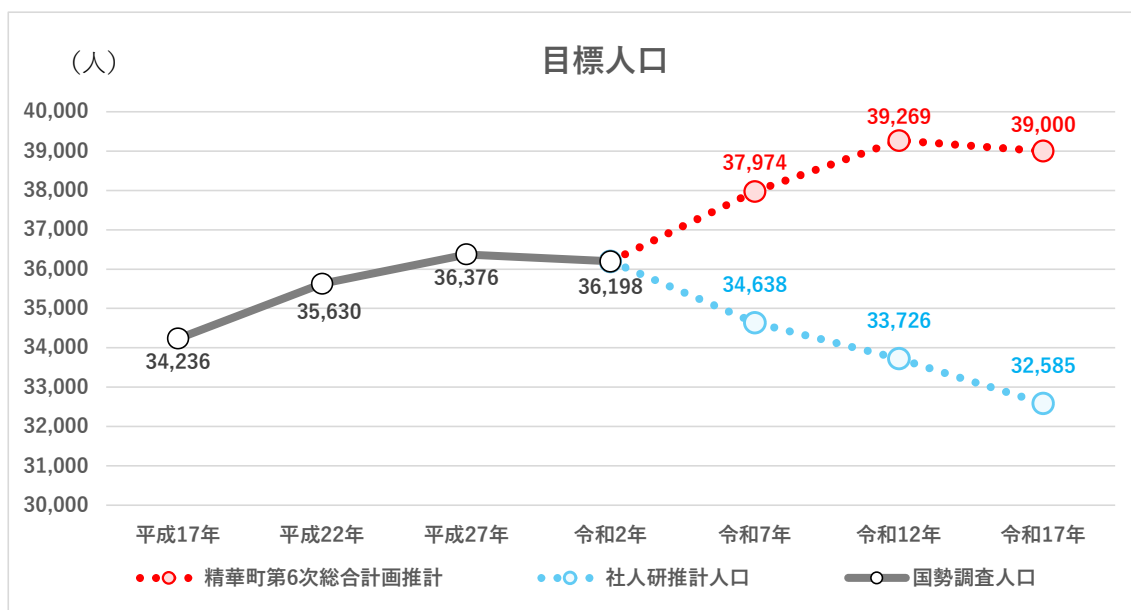


図 目標人口





図 体系図

(4) 第6次総合計画における都市構造

第6次総合計画では、各拠点および軸における位置づけと方向性を示しています。

表 拠点の方向性

拠点	概要	
まちの拠点	位置づけ	祝園駅周辺
	方向性	・町の中心的な都市機能の充実 ・学研精華・西木津地区の玄関口としての役割強化
学研の拠点	位置づけ	学研精華・西木津地区センターゾーン
	方向性	・高次都市機能の集積 ・研究成果を新産業創出につなげる機能 ・広域的な集客力のある商業機能の充実
地域の拠点	位置づけ	狛田駅周辺を「北部拠点」、山田川駅周辺を「南部拠点」
	方向性	・商業地の形成など生活利便性の向上
産業集積の拠点	位置づけ	学研狛田地区
	方向性	・「川上から川下まで」幅広い産業集積 ・産業集積拠点にふさわしいアメニティを有する都市機能

表 軸の方向性

軸	概要	
都市軸	位置づけ	(府道) 生駒精華線(精華大通り線)から(府道)八幡木津線(山手幹線)、(町道) 僧坊・旭線(下狛駅前線)
	方向性	・沿道には多様で高次都市機能の集積 ・学研都市の中心都市にふさわしい都市景観の形成
地域連携軸	位置づけ	(府道) 生駒精華線や(府道) 奈良精華線、(府道) 枚方山城線、(府道) 八幡木津線(山手幹線)
	方向性	・学研都市のクラスター※間や隣接市との連携強化
広域連携軸	位置づけ	京奈和自動車道や国道163号、各鉄道
	方向性	・大都市や新名神高速道路、関西国際空港や舞鶴港との連携強化 ・京阪奈新線新祝園ルート延伸に向けた取り組み ・JR 学研都市線の複線化・増便に向けた取り組み

※学研都市クラスター・・・京都府、大阪府、奈良県の3府県8市町にまたがる京阪奈丘陵にブドウの房のように分散配置された12の文化学術研究地区

◆都市構造図

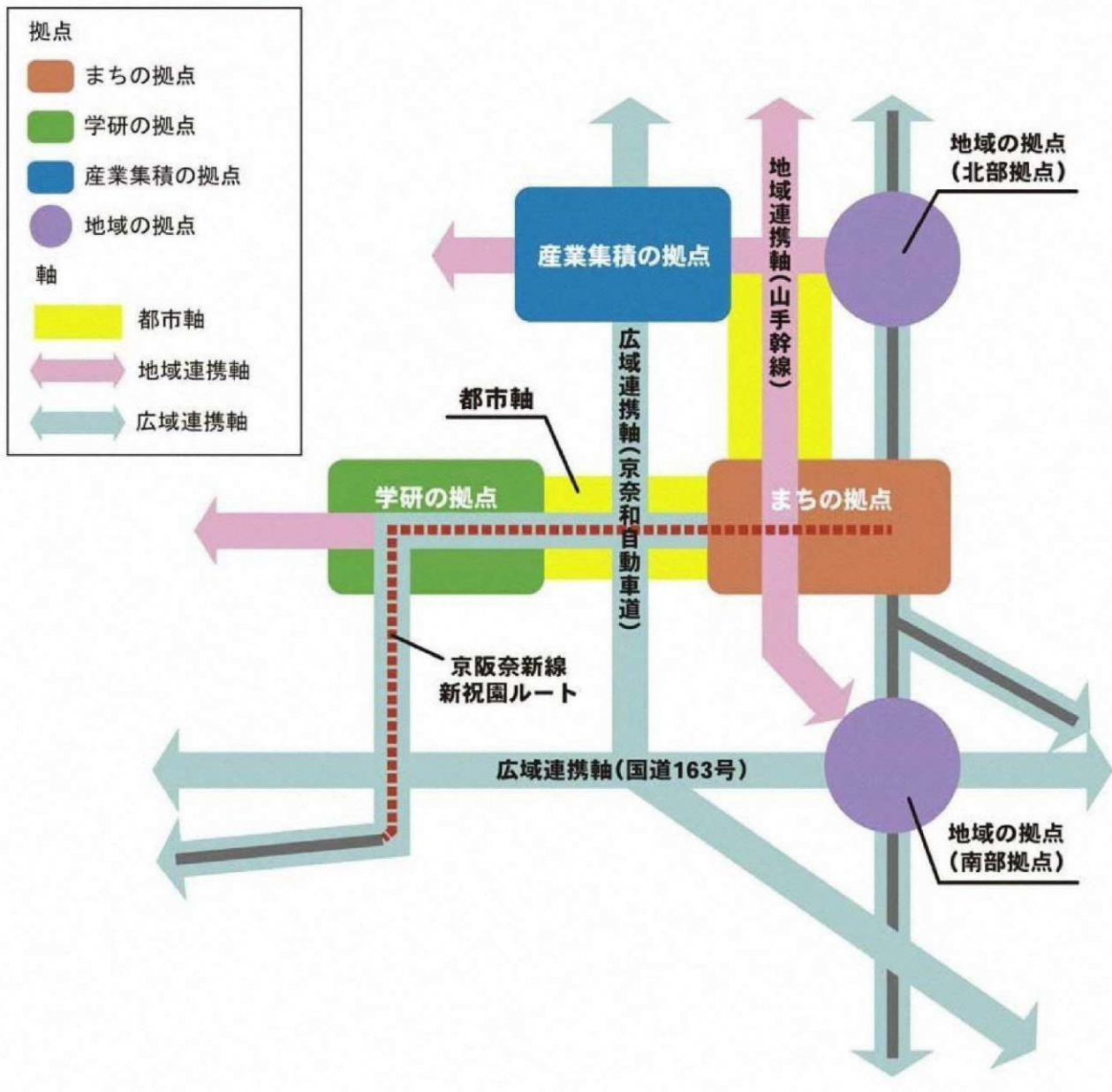


図 都市構造図

出典：精華町第6次総合計画（令和5年3月）

(5) 都市の将来像

精華町第 6 次総合計画で示された都市構造を踏まえ、持続可能な未来都市を構築するための中心になる「エリア」と拠点間や近隣市町との効果的な連携を図る「ネットワーク」により、未来都市のイメージを以下のとおり設定します。

① エリア

表 エリア一覧

第 6 次総合計画 の位置付け(拠点)	エリア	概要	
まちの拠点	中心的エリア	位置づけ	新祝園駅および祝園駅周辺から役場までの地域
		役割	学研精華・西木津地区だけでなく、学研都市全体の玄関口としての役割を担います。
		展望	本町の都市機能の中心的エリアとして、交通、商業、金融、医療などの徒歩圏内での集積を図ります。
学研の拠点	文化学術研究 エリア	位置づけ	精華大通りを中心とした学研の拠点全域
		役割	最先端の技術を持つ企業・研究所・文化施設等が集積した学研都市全体の中心地としての役割を担います。
		展望	学術研究や文化の発信を継続するとともに、研究成果から新産業を創出することを目指します。 また、センターゾーンには広域的な集客力のある商業施設を配置し、周辺地域も含めた交流の中心地となることを目指します。
産業集積の拠点	研究開発型産業 エリア	位置づけ	学研狛田東および狛田西地区
		役割	学研都市の研究成果と経済市場を繋げる役割を担います。
		展望	学研都市の研究成果を活用した生産機能を有する施設の集積を目指します。
	教育研究エリア	位置づけ	京都府立大学精華キャンパス
		役割	本町唯一の高等教育研究機関として、文化学術研究エリアと研究開発型産業エリアを繋げる役割を担います。
		展望	大学キャンパスの整備を図るとともに、そこに通う学生を中心とした北部地域の活性化を目指します。
地域の拠点	地域拠点エリア	位置づけ	下狛・狛田駅及び山田川駅の周辺
		役割	北部地域及び南部地域の玄関口として、人の往来の結節点になるとともに、日常的な買い物施設や診療所等、地域住民の生活環境を支える基盤となる施設を重点的に配置する役割を担います。
		展望	各地域の特色を活かした駅前空間の整備を図るとともに、地域住民が日常生活を送る上で必要となる施設の維持・集積により、徒歩・公共交通でも住みやすい都市づくりを目指します。

② ネットワーク

表 ネットワーク一覧

第6次総合計画 の位置付け(軸)	ネットワーク	概要	
都市軸	都市基幹ネットワーク	位置づけ	文化学術研究エリアおよび研究開発型産業エリアと中心的エリアを繋げるネットワーク
		役割	学研都市の中心地として、ヒト・モノ・情報が行き交う都市構造の中軸を担います。
		展望	本町の学研区域全域において、企業の土地利用が活発に展開されるよう、円滑なネットワークを実現します。また、長期的には沿道における市街地の形成も視野に検討を進めます。
地域連携軸（一部位置づけの無い箇所を含む）	公共交通ネットワーク	位置づけ	1日あたり30本以上の発着があるバス路線
		役割	計画的に開発された住宅地と各エリアを結ぶ役割を担います。
		展望	日常生活に資する施設が集積したエリアを結ぶなど、利便性の高いまちの形成ができるよう、効果的かつ効率的な持続性が高い公共交通体系の構築をめざします。
	日常生活ネットワーク	位置づけ	幹線道路および補助幹線道路の一部
		役割	町内の各エリアおよび隣接自治体を結ぶための主要な交通路線としての役割を担います。
		展望	町内の生活利便施設等が集積する各エリア等への円滑な移動環境を構築できるよう、安全に配慮した道路整備を目指します。
広域連携軸	広域ネットワーク	位置づけ	京奈和自動車道、国道163号 近鉄京都線・けいはんな線、JR学研都市線
		役割	広域交通網として、京都市や大阪市、奈良市などの大都市や国土軸等と接続する役割を担います。
		展望	自動車道・鉄道の両者における大都市・国土軸との連携強化をめざします。

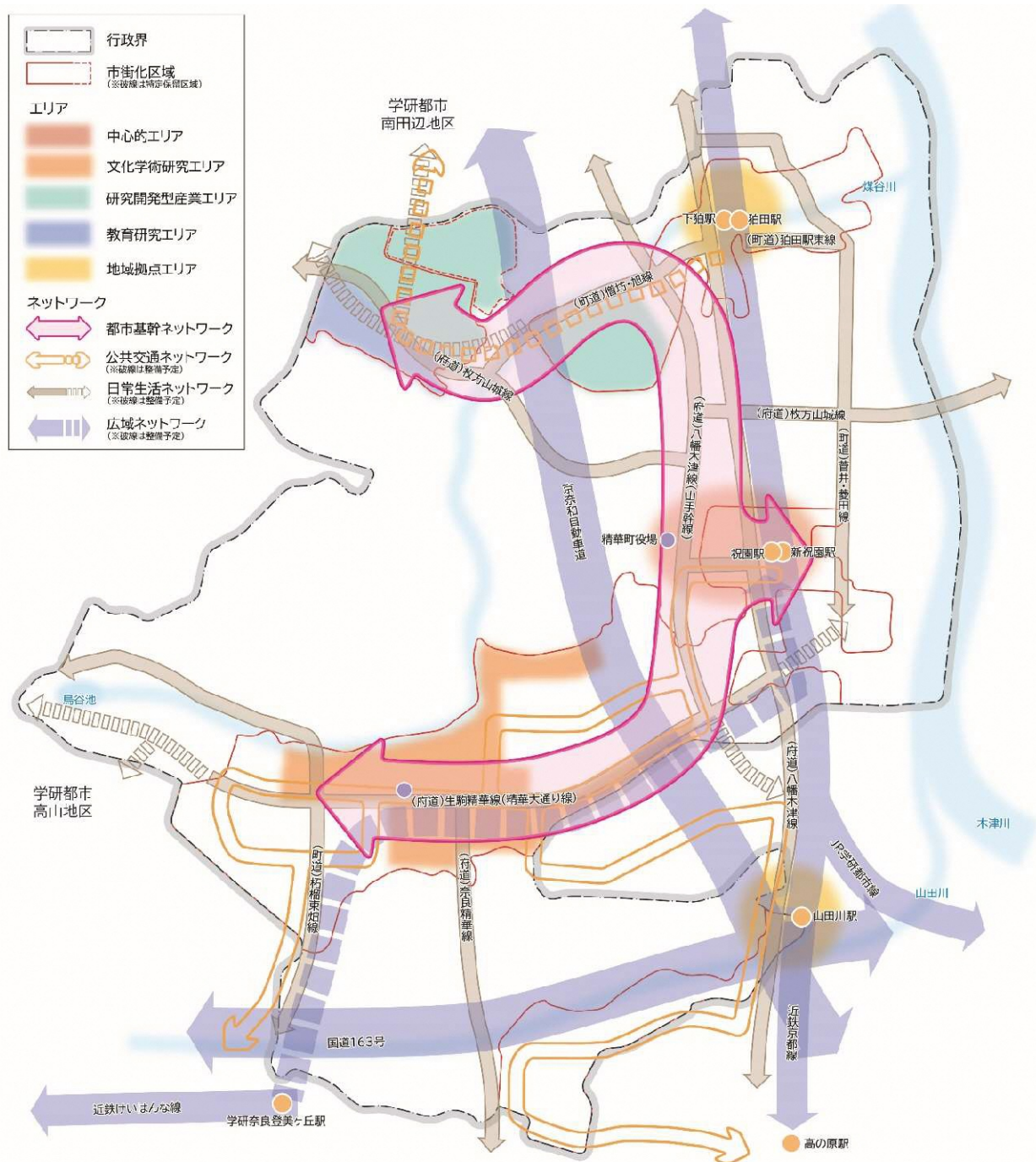


図 都市の将来像のイメージ図

2. 分野別方針

(1) 土地利用の基本方針

【基本的な考え方】

- ◇無秩序な市街化の防止に努め、調和のとれた健全で秩序ある都市形成を進めます。
- ◇都市基幹ネットワークを骨格とした、コンパクトで活気のある、持続可能な都市づくりを進めます。
- ◇中心的エリア、地域拠点エリア、文化学術研究エリア（センターゾーン）における高度利用を推進するなど、多様な都市機能の集約による更なる活性化を目指します。
- ◇研究開発型産業エリアにおいて、新たな文化学術研究施設や研究開発型産業施設用地を創出します。
- ◇適切な都市基盤設備の更新を進めつつ、良好な住環境の維持を図ります。
- ◇子育て世代や高齢者も安心して生活できるよう、生活利便施設（医療・福祉施設、商業施設）等の適切な配置を推進します。

① 低層住宅地域

- 計画的に開発された戸建住宅地については、低層住宅地域と位置づけ、用途の混在を防止し、専属性の高い良好な住環境の維持・保全を図るとともに、それぞれの地域における特徴ある景観の維持に努めます。
- 地域住民との合意形成により、必要に応じて建ぺい率、容積率など規制内容の見直しを検討します。

② 中高層住宅地域

- 精華台地区で中高層住宅が立地する（府道）生駒精華線（精華大通り線）沿道の北側と光台地区の（町道）柘榴東畑線の沿道については、中高層住宅地域と位置づけ、良好な住環境の維持・保全を図ります。
- 近鉄狛田駅東側の地区及び令和6年12月現在、土地区画整理事業が実施されている菅井・植田地区内の山手幹線東側の地区については、中高層住宅を中心とした良好な住宅系市街地としての土地利用の形成を図ります。

③ 一般住宅地域

- 一般住宅地域は住環境の保全に努めつつ、一定規模内の適切な商業業務施設などの土地利用を許容する土地利用とします。
- (府道)八幡木津線(山手幹線)、(府道)生駒精華線(精華大通り線)の沿道については、周辺環境や景観などに配慮しつつ、必要に応じて沿道型商業施設などの立地を促します。

④ 一般商業地域

- 一般商業地域のうち、中心的エリア(JR 祝園駅、近鉄新祝園駅周辺)は、土地の高度利用の促進を図り、交通、商業、金融、医療などの都市機能が集積した学研都市の玄関口にふさわしい土地利用の形成を図ります。
- 地域拠点エリア(下狛・狛田駅及び山田川駅の周辺)、文化学術研究エリア(センターゾーン)については、地域住民が日常的に利用する商業施設等、地域の特性に応じた拠点となる施設の整備・誘致を推進するとともに、診療所などの立地を促し、生活利便性の向上を図ります。

⑤ 文化学術研究地域

- 文化学術研究エリア((府道)生駒精華線(精華大通り線)の南北に広がる産業系用地)については、学研都市全体の中心地と位置づけ、文化学術研究施設や研究開発型産業施設などを中心とした土地利用の維持・増進を図ります。
- 教育研究エリア(学研狛田西地区のうち、(府道)枚方山城線の概ね南側の地域)については、本町唯一の高等教育研究機関である京都府立大学精華キャンパス用地としての土地利用の形成を図るとともに、文化学術研究エリアと研究開発型産業エリアを繋げる産学公連携による研究拠点施設等の整備を推進します。

⑥ 研究開発型産業地域

- 研究開発型産業エリア(学研都市の狛田東・狛田西地区のうちの産業系用地等)については、学研都市の理念に基づく研究開発型産業施設等を中心とした土地利用の形成を図るとともに、より生産機能を有した施設の立地についても検討を進めます。

⑦ 市街化保留地域

- 現在は市街化調整区域となっていますが、学研都市の建設計画により文化学術研究地区に指定されている区域について、今後の具体的な開発の可能性を調査しつつ、開発の見込みが立った際には、市街化区域への編入に向けた国や京都府等の関係機関と協議・調整を進める区域として位置づけます。

⑧ 市街化可能性研究地域

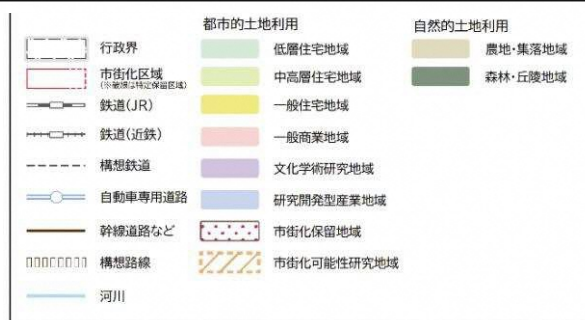
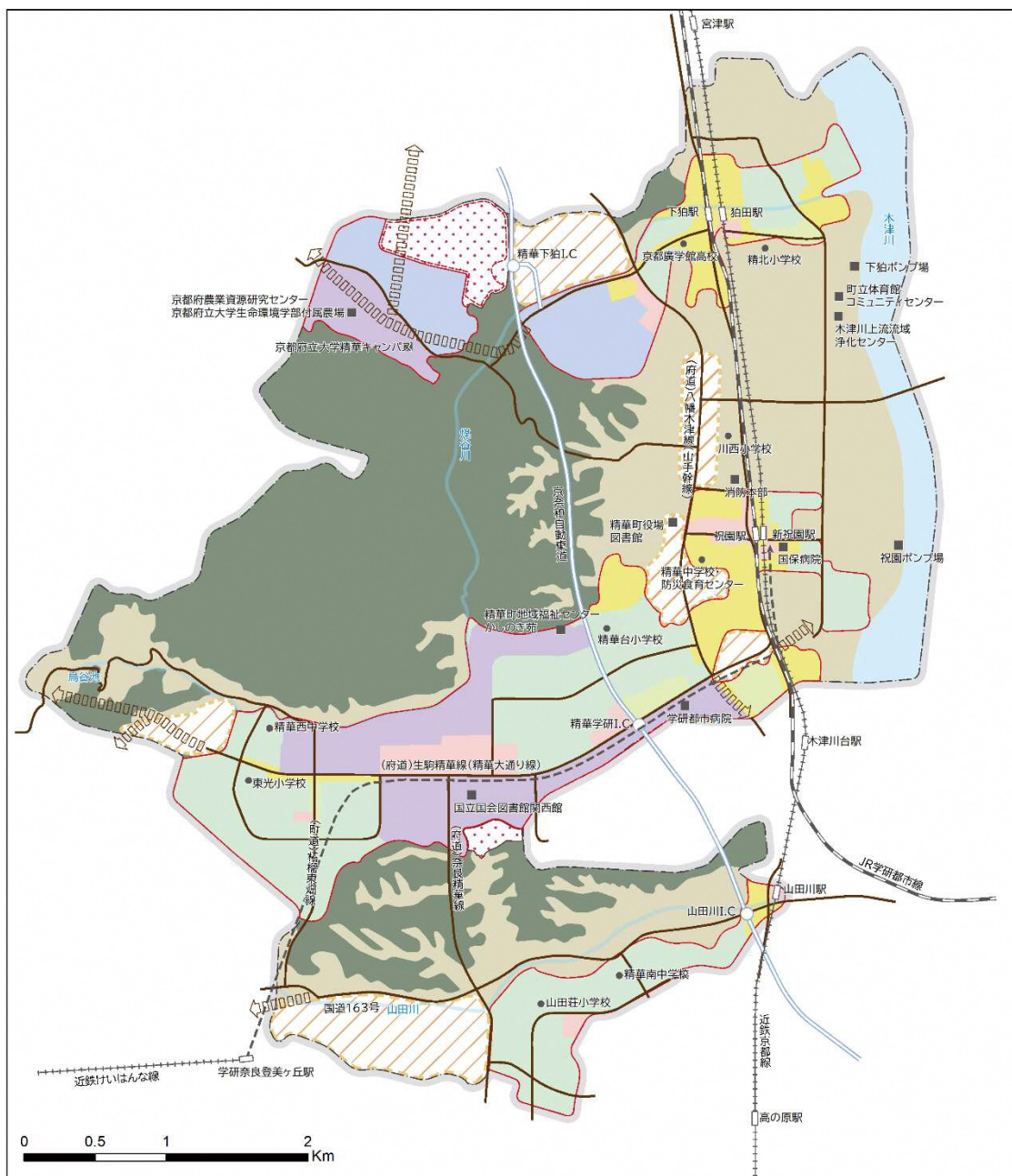
- 市街化調整区域である地域のうち、周辺の土地利用動向を踏まえ、町の持続的な発展に資する土地利用の可能性があると考えられる区域について、学研都市の建設計画や周辺の開発動向、地権者の意向などを踏まえて、将来的な市街化の可能性を研究する区域として位置づけます。

⑨ 農地・集落地域

- 既存集落では、営農環境と住環境の保全のため、農業基盤の維持と秩序ある土地利用の確保に努めるとともに、市民農園や観光農園など、自然とのふれあいができる空間形成を図ります。
- 一定以上の建築物が連坦し、市街化区域と一体的な日常生活圏を形成している区域では、周辺の優良農地を維持しつつ、環境面での悪影響が少ない建築物の立地を許容し、地域コミュニティの維持に努めます。
- 精華町第6次総合計画における「農のゾーン」のうち、一団の優良農地については、農業の振興を図るため、農業生産基盤の整備を推進します。
- 既存集落と農地の調和のとれた豊かな田園風景などの景観は、本町の貴重な地域資源の1つとして今後も継承に努めます。

⑩ 森林・丘陵地域

- 森林・丘陵地域については、宅地開発などの土地利用を抑制し、精華町森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的機能の確保、既存の生態系の維持を図ります。
- 都市に近接する森林については、里山としての保全・再生を推進し、人と自然が共生できる空間、住民の交流スペースとしての活用を図るとともに、都市と調和のとれた景観の維持を推進します。



(2) 市街地整備の基本方針

【基本的な考え方】

- ◇市街化区域内の大規模な未利用地については、着実な市街地の形成が図られるよう促すとともに、それぞれの所在地の位置づけに応じた適切な土地利用が行われるよう、必要に応じた用途地域の変更や地区計画の活用等を検討します。
- ◇鉄道駅の周辺については、その需要に応じた土地の高度利用を推進するとともに、景観にも配慮した、魅力ある都市空間の創造を図ります。
- ◇公共施設や民有地を活用した緑化を推進し、緑豊かで潤いのある市街地環境を形成します。

① 中心的エリア

- 中心的エリア内の未利用地については、都市計画制度等の活用を検討し、適切な都市機能の集積を図ります。
- JR 祝園駅、近鉄新祝園駅から精華町役場に続く道を軸として、居心地よく歩きたくなるまちなみ空間の創出に努めます。

② 文化学術研究エリア

- 文化学術研究エリアでは、学研都市全体の中心地というエリアのポテンシャルを最大限に活かした市街地の形成に努めます。
- 「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」に基づき、企業用地や研究用地における敷地内緑化を推進し、引き続き、良好な都市景観を形成します。

③ 研究開発型産業エリア

- 令和6年12月現在、土地区画整理事業が実施されている学研狛田東地区については、学研都市の理念に基づく研究開発型産業施設等の産業用地を中心とした市街地整備を図ります。
- 学研狛田西地区のうちの研究開発型産業エリアについては、「関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画」を踏まえた適切な市街地整備と、精華下狛 I.C.周辺という交通アクセス性の良さを最大限活用できる環境を活かした産

業用地等の立地を促します。

- 「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」に基づき、地域の特性を踏まえた、良好な都市景観を形成します。

④ 教育研究エリア

- 学研狛田西地区のうち、（府道）枚方山城線の概ね南側の地域については、京都府立大学の精華キャンパス及び産学公連携による研究拠点施設等の整備を推進します。
- 「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」に基づき、周囲の山並みと調和した、良好な都市景観を形成します。

⑤ 地域拠点エリア

- 近鉄狛田駅周辺については、土地地区画整理事業と連動した一体的な都市基盤整備を進め、生活利便施設や住宅地などが適切に配置された快適で利便性の高い市街地の形成を図ります。
- J R 下狛駅西側については、学研狛田地区の開発状況に合わせて段階的な駅前広場の整備検討を行います。
- 近鉄山田川駅周辺については、大型商業施設が隣接して立地していることを踏まえつつ、生活利便施設の維持・充実を図り、住民が過ごしやすい市街地の形成に努めます。
- より良い住環境等を維持するために、地区計画などの都市計画制度を活用し、秩序ある市街地整備を検討します。

⑥ エリア外地域

- 令和6年12月現在、土地地区画整理事業が実施されている菅井・植田地区については、地区計画などの都市計画制度を活用し、学研都市のエントランスゾーンとしての整備を推進します。同地区のうち（府道）八幡木津線（山手幹線）西側においては、環境や景観に配慮した産業用地として、東側においては中高層住宅を基本とした良好な住宅地としての市街地整備の形成を推進します。
- 各エリア外における既成市街地については、精華町まちづくりに関する条例に基づくまちづくり協定の認定など、住民による自主的・自発的なルールづくりを通じた良好な住宅環境の維持の取組みを支援します。

- 社会情勢の変化や基盤整備の状況等を鑑みて、地域の活性化に寄与する施設の立地など、本町の継続的な発展を遂げるための政策的な整備・開発等が必要となった場合には、適切な市街地整備を検討します。
- 市街化調整区域については、開発許可制度を適切に運用し、無秩序な市街地の拡大を抑制します。なお、都市計画法第 34 条第 11 号により京都府知事の指定を受けた区域については、その指定の内容に応じて、低層住宅地域又は一般住宅地域に準じた住環境を維持します。

(3) 道路・交通の基本方針

【基本的な考え方】

- ◇鉄道駅など交通結節点の機能強化や、地域に密着したバス路線網等の維持・充実によって、誰もが移動しやすい公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ◇道路（広域幹線道路、幹線道路など）や鉄道駅周辺の整備を促進させるとともに、地域住民のニーズに適した総合的な交通体系の構築を図ります。
- ◇幹線道路の沿道における生活環境や景観に十分配慮し、必要に応じて、保全方策を講じます。
- ◇「精華町鉄道駅等バリアフリー基本構想」に基づき、誰もが安心して利用できる鉄道駅のバリアフリー化や、高齢者・障害者などに配慮した人にやさしい移動環境の形成を推進します。

① 広域幹線道路

- 広域幹線道路は、国土軸と連絡し近隣の大都市に出入りするなど、広域的な交通を処理する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路です。本町では、京都市と奈良市方面を結ぶ南北方向の広域連携軸である自動車専用道路の京奈和自動車道と、東西方向の広域連携軸である国道 163 号を広域幹線道路と位置づけます。
- 京奈和自動車道については、4 車線化による機能強化を促進します。
- 国道 163 号については、高規格化による機能強化を促進します。

② 幹線道路

- 幹線道路は、都市の骨格を形成するとともに、隣接都市との連携や都市内の各地域間の交通を円滑に処理する道路で、本町では以下に示す道路を幹線道路と位置づけます。

（南北方向）

- （府道）八幡木津線（山手幹線）については、菅井・植田地区で実施されている土地区画整理事業と合わせた全線供用と、4 車線化を促進します。

- 学研狛田西地区では、今後の土地利用計画などを考慮しつつ、京田辺市側の開発と連携した幹線道路（（仮称）南田辺狛田中央線）の整備について、関係機関と検討します。
- （府道）奈良精華線は、文化学術研究エリアにおける南北方向の骨格となる路線であり、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整します。

（東西方向）

- 本町北部地域における東西方向の骨格となるとともに、京奈和自動車道下狛 I.C.をはじめ学研都市の狛田西地区と J R 下狛駅を結ぶ（町道）僧坊・旭線の未整備区間の整備を図ります。
- 学研狛田西地区では、今後の土地利用計画などを考慮しつつ、狛田西地区の開発と併せた、（町道）僧坊・旭線から（仮称）南田辺狛田中央線及び（府道）生駒井手線方面への接続道路の整備について、関係機関と協議します。
- 鉄道の東西を結んでいる（府道）枚方山城線（（府道）八幡木津線（山手幹線）より東側）については、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整します。
- （府道）生駒精華線（精華大通り線）については、引き続き持続的な維持管理について関係機関と調整するとともに、生駒市の開発と連携した（町道）大通り西線の西側（生駒市の高山地区方面）への延伸について、京都府、奈良県及び生駒市と協議・検討します。

③ 補助幹線道路

- 補助幹線道路は、広域幹線道路や幹線道路を補完するとともに、本町内で発生する交通を効率的に集散させるための補助的な道路です。
- 本町では、（府道）八幡木津線、枚方山城線（八幡木津線（山手幹線）より西側）、生駒精華線、けいはんな記念公園木津線、相楽台桜が丘線、（町道）菱田・植田線、狛田駅東線、舟・僧坊線、僧坊・前川線、菅井・菱田線、祝園東畑線（中央通り線）、祝園・砂子田線、植田西線、美濃谷幹線、柘榴東畑線、光台環状線、上中高の原停車場線及び東西幹線 1 号線を補助幹線道路と位置づけ、整備・延伸と持続的な維持管理について関係機関と調整します。
- J R 祝園駅、近鉄新祝園駅周辺の「中心エリア」内に位置する道路は、本町を象徴する玄関口となる道路空間の形成を図ります。

④ 生活道路

- 補助幹線道路等にアクセスする日常生活で利用する生活道路のうち、対面通行が困難な狭あい道路や、見通しが悪い道路等については、車の往来状況等を踏まえ、周辺住民の理解と協力を得ながら整備を図ります。

⑤ 鉄道及び鉄道駅周辺

- 学研都市における広域的な公共交通ネットワークの強化のため、京阪奈新線新祝園ルート延伸のほか、J R 学研都市線の高速化、複線化を関係機関と調整します。
- 学研都市の狛田東・狛田西地区の開発による産業立地及び京都府立大学キャンパス整備に伴う通勤・通学者などの人流増加に対応し、段階的な駅前広場等の整備を検討します。
- 鉄道沿線を横断する踏切の安全性とスムーズな通行が確保できるよう、(町道) 舟・僧坊線、(町道) 南稲・北ノ堂線における踏切の拡幅に向け、鉄道事業者等と調整します。

⑥ 路線バス等

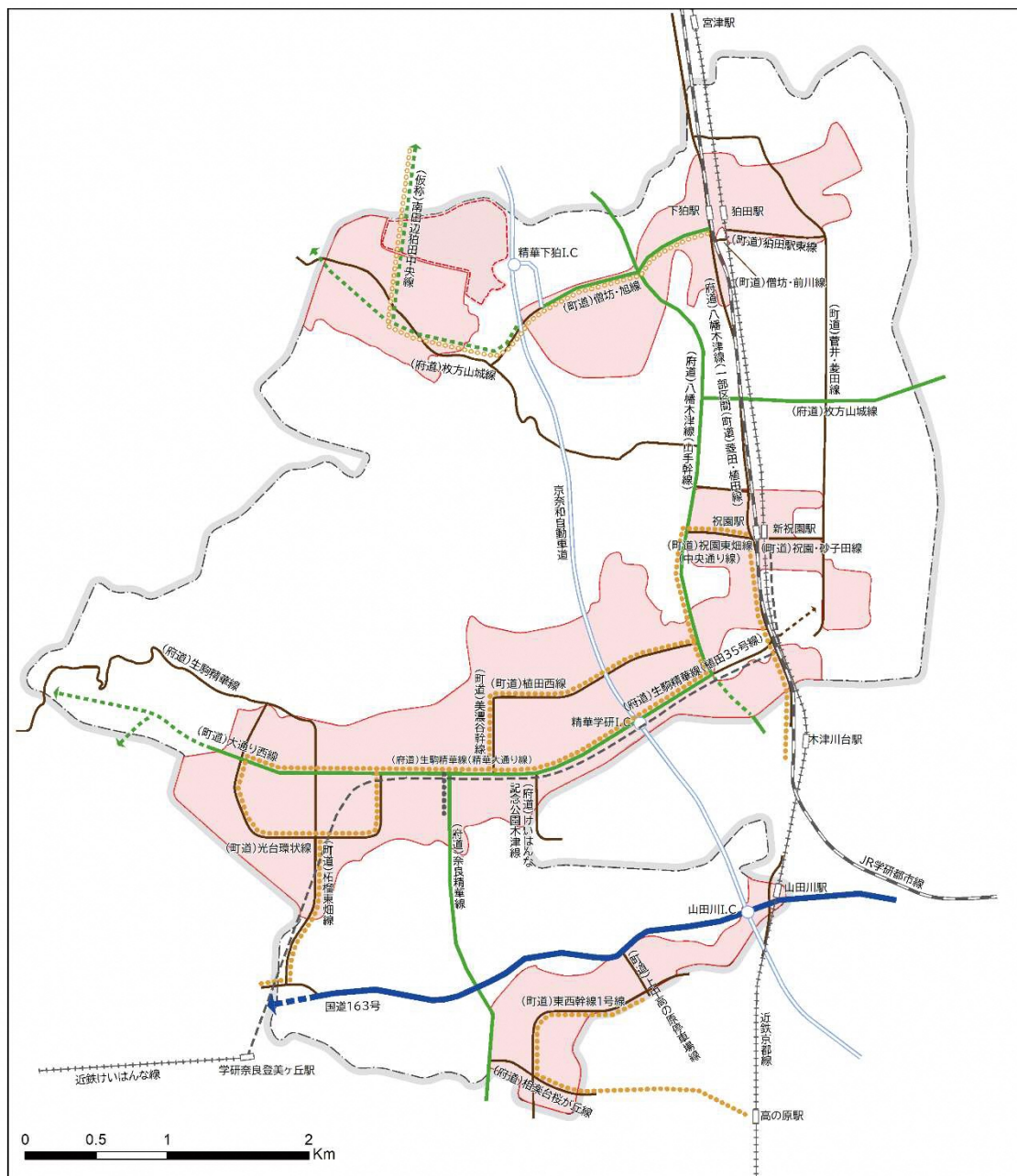
- 町内の公共交通体系において、根幹的な交通機関である路線バスについては、利用者ニーズに適した利便性の向上を図るため、交通事業者などと協議・調整を継続して行います。
- 路線バスでは対応が困難な地域の公共交通需要に対しては、小型バスやデマンド交通等によるコミュニティ交通を運行することで、地域における交通手段を確保します。

⑦ その他

- 防災上必要な道路橋梁については、計画的な修繕や耐震補強などを実施し、利用者の安全確保に努めます。
- 「精華町鉄道駅等バリアフリー基本構想」の特定事業計画に位置づけられた各事業について、着実な整備を進められるよう関係機関と調整します。
- 通過交通の流入や車両速度抑制の効果が期待できる「ゾーン 30 プラス」等の規制や安全な自転車通行のための「自転車通行空間」整備等の検討とともに、効果的な交通安全施設の整備を図り、警察署等と協力して歩行者や自転車利用者の

安全を優先した交通安全対策を進めます。

- 「けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画」に基づき、学研都市への鉄道アクセスの整備、及びクラスター間や市町の行政界を越える公共交通の整備に向けて、京都府や京都府学研都市 3 市町（京田辺市・木津川市・本町）による広域的な取組みを進めます。



【凡例】

 鉄道(JR)

 鉄道(近鉄)
(※破線は構想鉄道)

 バス路線
(※白抜きは構想路線)

 広域幹線道路(自動車専用道路)

 広域幹線道路(国道)
(※破線は未整備路線)

 幹線道路
(※破線は未整備路線)

 補助幹線道路
(※破線は未整備路線)

 行政界

 市街化区域
(※破線は特定保留区域)

(4) 住環境の基本方針

【基本的な考え方】

- ◇町内の河川や公園・緑地の適切な管理などにより、水と緑のネットワークを形成します。
- ◇良好な都市景観の創出を図るため、住民や行政、関係機関が一体となった協働による景観形成に取り組みます。
- ◇生活環境の改善と公共用水域の水質保全の観点から、下水道等の整備を図ります。
- ◇快適で潤いのある生活環境づくりを進めるため、住民との協働による公園・緑地の維持管理と利活用を推進します。

① 河川

- 河川空間の保全と治水を基本としながら、人と自然がふれあえる空間としての親水空間の形成を図ります。
- 本町を流れる主な河川については、散策路などの整備や住民の憩いの場の創出などを関係機関と協議・調整に努めます。

② 下水道等

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、木津川上流流域下水道と流域関連公共下水道の整備を順次実施しています。今後も計画処理区域内の未整備区域を中心に污水管渠などの整備を推進します。
- 供用開始区域内の水洗化率の向上を図り、公共用水域の水質の保全を図ります。
- 下水道ストックマネジメント計画を策定し、老朽化した施設の機能更新を進めます。また、大規模雨水処理施設整備事業を活用し、下水道に関する事業を進めます。
- 堀池川雨水路については、菅井・植田地区で実施されている土地区画整理事業と合わせた整備を進めます。

③ 公園・緑地

- 既存の都市公園等については、精華町公園施設長寿命化計画に基づき、遊具など公園施設の計画的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。
- 住区基幹公園である地区公園、近隣公園、街区公園については、精華町都市公園等の設置の基準に関する条例を踏まえて適宜、計画と整備を進めます。

- 誰もが安心して利用できるように公園施設のバリアフリー化に努めます。
- 町全域を対象とする運動公園として整備された打越台グラウンドについて、防災受援施設機能を備えた運動公園として施設の更新を行います。
- 都市計画公園は、地域住民のゆとりある生活環境を保つために、今後も適正な維持管理に努めるとともに、更なる利活用の拡大に向けた関係機関との調整を進めます。
- 住民が主体的に公園・緑地の整備や日常的な維持管理に参画できる仕組みとして、精華町クリーンパートナー制度の普及を推進します。
- 精華町まちづくりに関する条例に基づくまちづくり提案への配慮やまちづくり協定の認定など、地域住民が主体的に景観形成を行えるように支援します。
- 地域コミュニティの拠点でもある集会所や学校などにおいて、住民参加型で愛着のもてる緑化を進めるとともに、地域特性を踏まえた緑化により特色のあるまちづくりに努めます。

(5) 都市防災の基本方針

【基本的な考え方】

- ◇大規模地震や集中豪雨による風水害の発生など予想を超えるような災害へ対応するため、「精華町地域防災計画」に基づき、市街地の改善や防災上重要な施設整備を図り、災害に強いまちづくりに努めます。
- ◇市街地における浸水被害の防止を目的とした雨水路の整備を図ります。
- ◇自分の身は自分で守る「自助」、近隣の助け合いによる「共助」、行政が災害支援活動などを実施する「公助」を基本的な考え方とし、互いに連携し一体となることで、被害を最小限にする取組を推進します。

① 減災

- 災害種別に対応できる広域避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所および避難路の確保を図ります。
- 電柱等の倒壊により緊急輸送道路等の道路が閉塞されることを防ぐため、特に重要な路線を適切に選定し、無電柱化を計画的に推進します。
- 緊急輸送道路などについては、災害時に十分機能が発揮されるよう、関係機関との連携を図ります。
- 災害時に必要な機能（食料供給拠点・受援施設）や災害時の保健活動拠点としての機能を備えながら、平常時においても利活用できる機能を有する施設の整備・運用を進めます。
- 精華町建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等も活用しながら耐震化対策を施した住宅を推進します。
- 学校や幼稚園等の教育施設及び保育園等の児童福祉施設については、災害時に多くの住民にとって、避難所等の役割を担っていることから、各施設が防災拠点になり得るよう、計画的かつ効果的な改修等を進めます。
- 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び地震の影響が大きいと想定される地域等を図示したハザードマップ・防災マップを配布し住民への周知を図ります。
- 防災訓練や防災教室等を実施し、防災行動力を向上させるような防災知識の普及・啓発に努めます。
- 指定緊急避難場所や指定避難所の収容可能人数等を鑑みた適切な配置等を検討します。
- 要配慮者利用施設などでは、災害が発生する恐れのある際に迅速な行動がとれ

るように、避難確保計画の策定及び見直しの検討を促し、災害対策の実効性の向上を図ります。

② 風水害

- 木津川堤防の強化工事、樋門の内水排除設備の整備を図るとともに、木津川河川区域内の立木伐開等の治水対策について、国と連携しながら整備を図ります。
- 町内を流れる河川は、局地的豪雨などによる浸水被害の防止を図るため、関係機関と連携しながら河川の改修と連動した総合的な治水対策を推進し、防災機能の向上に努めます。
- 河川については、流出抑制を図るなど総合的な治水対策を進めます。
- 煤谷川については、治水対策について関係機関との協議・調整のうえ、計画的な改修に取り組みます。
- 中小河川の浸水想定区域等の災害ハザード情報の更新に合わせハザードマップを更新するとともに、外水氾濫（河川の氾濫）だけでなく内水氾濫（排水機能を超える雨量による氾濫）の危険性があることの周知を行うなど、防災意識の醸成に努めます。
- 宅地開発事業に関しては、「精華町宅地開発事業に関する指導要綱」に基づく指導を行い、災害の防止を図ります。

③ 土砂災害

- 土砂災害の恐れのある箇所については、土砂災害を防止するための各種事業（急傾斜地の崩壊防止）を関係機関と協議しながら推進します。
- 土砂災害警戒区域等の危険性の周知、情報の収集伝達体制の整備、避難情報の発令、避難所の開設等の警戒避難体制の整備を地域の協力を得ながら進めます。